

## 第 3 号議案

### 令和 5 年度事業計画

#### 事業環境と基本方針

コロナ禍からの経済再開に伴うインバウンド客の急増や企業の設備投資意欲の高まり等により、日本経済は緩やかな回復基調にあるものの、ロシアのウクライナ侵攻長期化による米欧を中心とした世界経済の鈍化を懸念する声もあり、今後も世界の動向に注視していく必要がある。

また、原材料価格高騰等を要因とする物価上昇に伴う実質的な購買力低下が続いていることから、日本経済の継続的な成長実現にはインフレを上回る賃上げが求められている。しかしながら、価格転嫁が進んでいない中小企業の多くは賃上げ原資の確保に苦慮しており、企業規模による賃金格差が拡大する可能性が高まっている。

他方、コロナ禍の影響やグローバル化・デジタル化等の進展により、企業と働き手を取り巻く環境は大きく変化している。そのため企業はエンゲージメント向上に資する働き方改革の取組みを「人への投資」と位置付け、働き手と自社の持続的な成長を図る必要がある。具体的には、多様な働き手の就労ニーズに対応した働き方やマネジメント、就労環境の整備、自社の存在意義や価値観の働き手との共有、働き手一人ひとりが自身の成長を実感できる機会・支援等の提供により、働き手のエンゲージメントを高めていくことが必要である。

加えて、DX・GX推進に伴う産業構造の変革と、それに伴う労働需要の変化に対応した持続的な成長実現には、成長産業・分野等への円滑な労働移動を通じた生産性の向上が不可欠である。その前提としては、企業が働き手の「学び」の成果を実際の業務に活かす機会を設けることや、自社の求める能力やスキル、人材像を積極的に発信していくことが企業の求める人材の確保・育成にも繋がることになる。

また、直近の労働政策審議会において令和 5 年度以降の障害者法定雇用率が 2.7%とされ、今後段階的（令和 6 年 4 月から 2.5%、令和 8 年 7 月から 2.7%）に引き上げられ、併せて除外率も令和 7 年 4 月に 10 ポイント引き下げられる予定であることから計画的な対応が必要となる。

以上を踏まえ、令和 5 年度事業の基本方針としては会員の高度化・複雑化・多様化する経営課題解決の一助となる機会についての企画・提供に一段と効果的・効率的に取り組む。また、最重要課題である会員増強に積極的・継続的に取組み、ウイズ・アフターコロナに向けて安定的かつ持続可能な財務基盤の構築に全力で取り組んで参りたい。

## 事業活動の骨子

1. **持続可能な経営基盤の構築と効果的・効率的な業務運営の推進**
  - 会員増強や経費削減等により、安定的かつ持続可能な経営基盤を構築するとともに効果的・効率的な事業活動を推進していく。
2. **雇用・労働分野における法改正情報等の周知**
  - 企業が対応すべき改正項目の周知徹底に取り組むとともに、多様で柔軟な働き方を推進し、働き手のエンゲージメントを高める好事例等の情報提供に努める。
  - 昭和51年の初版発刊以来、長きに亘り改訂を続けている「管理監督者のための採用から退職までの法律実務」改訂第17版を昨年4月に発刊。今年度においても全国の経済団体・社労士事務所・法律事務所等に積極的に拡販していく。
3. **産学官連携の強化**
  - 県経済の持続的発展には、県内企業のグローバル化やイノベーションの実現に向けた不断の取り組みが不可欠であり、こうした動きをサポートすべく、会員企業間の情報交換の機会充実と、産業界と県・国の機関、埼玉大学・ものづくり大学などの教育界との連携強化に取り組む。
4. **コーディネーター機能・情報提供機能の強化・拡充**
  - 企業の取り組むべき課題が一層高度化・複雑化・多様化している現状を踏まえ、こうした課題解決に資するため、県・国・各種研究機関等との連携を強化し、コーディネーターとしての機能や各種情報提供機能の強化・拡充を図る。
5. **会員・県内経済界の意見やニーズの吸収・集約とその実現**
  - 会員や県内経済界の意見やニーズの吸収・集約については、アンケートの随時実施や諸会議等を通じて収集・集約に努めるとともに、その実現に取り組んでいく。
6. **産業教育への支援強化**
  - 埼玉県教育委員会と埼玉県内経済6団体との「未来を担う子供たちの教育に関する協定書」締結を踏まえ、埼玉県地方産業教育審議会などの各種審議会・委員会への参画、教職員・高校生向け研修への講師派遣、科学の甲子園、マイスター・ハイスクールなど、埼玉県教育委員会が実施する産業教育に対する支援を一段と強化していく。併せて、さいたま市教育委員会との連携も一層強化していく。
7. **障害者雇用の推進**
  - 発達障害者雇用促進セミナー、障害者雇用促進セミナー、特別支援学校や障害者雇用施設などの視察会などを企画し、障害者雇用を引続き促進していく。
8. **提言活動の展開**
  - 知事・経済人との懇談会や多種多様な県・国等の公設委員会議などを通じて提言活動を展開していく。